

＜ナント＞Web-ビジネスバンキング・スマートフォン認証利用規定

Web-ビジネスバンキング・スマートフォン認証利用規定は、Web-ビジネスバンキング（以下「本サービス」といいます。）をご契約のお客様（以下「お客様」といいます。）がスマートフォン認証を利用する場合の取扱いを明記したものです。スマートフォン認証を利用する場合は下記条項のほか、＜ナント＞Web-ビジネスバンキング利用規定に準じます。

第1条 スマートフォン認証の定義

1. スマートフォン認証は、当行が指定するスマートフォン専用アプリ（以下「専用アプリ」といいます。）を使って、専用アプリの認証画面から「許可」ボタンを押していただくことにより、お客様ご本人の操作であることを認証する機能です。
2. スマートフォン認証は、本サービスの取引画面にお客様がログインするときのお客様ご本人の確認に使用します。
3. スマートフォン認証は、専用アプリをインストールしたスマートフォン（以下「専用アプリ格納スマホ」といいます。）で、かつスマートフォン認証の利用開始登録を行った場合に利用できるものとし、利用できる専用アプリ格納スマホは本サービスの利用者お一人につき1台とします。

第2条 スマートフォン認証の利用手数料

本サービスにおけるスマートフォン認証の利用手数料は無料とします。なお、当行がスマートフォン認証の利用手数料を改定する場合はお客様に事前に通知します。

第3条 スマートフォン認証の利用者

スマートフォン認証の利用者（以下「スマートフォン認証利用者」といいます。）は、お客様が本サービスの「サービス管理責任者」または「利用者」としてお届けいただいた利用者のうち、所定の方法により専用アプリをインストールしたうえで当行に対してスマートフォン認証利用開始の登録を行い、かつ、この登録について当行が承諾した利用者となります。

第4条 スマートフォン認証の利用開始

1. スマートフォン認証利用開始の登録は、本機能を利用するスマートフォンに専用アプリをインストールし、当行ホームページ上のスマートフォン認証利用開始登録画面に、「契約者番号」、「利用者ID」、「ログインパスワード」（以下「基本パスワード情報」といいます。）を入力してログインしたうえで、当行所定の登録画面へ専用アプリに表示される「クレデンシャルID」（以下「トークンID」といいます。）および、専

用アプリで連続して生成する2つの異なる「ワンタイムパスワード」（以下「OTP」といいます。）を入力することにより行います。

2. お客様が入力した「トークン ID」および「OTP」が、当行が保有している「トークン ID」および「OTP」と各々一致した場合には、当行は当該利用開始登録を正当なお客様からの申込とみなして受け付け、これによりスマートフォン認証の利用が可能となります。
3. 当行は、お客様が入力した「トークン ID」および「OTP」が、当行が保有している各情報と一致して利用開始の登録を受け付けたうへは、「トークン ID」および「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当行は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条 スマートフォン認証の利用

1. 前条2項のスマートフォン認証の利用開始登録の完了後は、本サービスの取引画面にログインする際に、基本パスワード情報に加えてスマートフォン認証による本人認証を行います。
2. 本サービスの取引画面にログインする際に、お客様は基本パスワード情報を当行所定の画面へ正確に入力して当行に伝達していただき、続いて専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「許可」ボタンを押してください。当行に伝達された基本パスワード情報および専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「許可」ボタンを押したことによる通知（以下「スマートフォン通知」といいます。）を確認して、当行が保有するお客様の基本パスワード情報およびスマートフォン通知の発信元である専用アプリの「トークン ID」が各々一致した場合には、当行はお客様からのログイン依頼とみなして取り扱います。なお、当行は当行が保有する各情報と一致してログインを受け付けたうへは、基本パスワード情報および「トークン ID」につき不正使用その他の事故があっても当行は当該ログインを有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
3. スマートフォン認証について以下に該当する場合、当行はスマートフォン認証による認証処理を行わずログインを停止します。
 - (1) 専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「拒否」ボタンを押したことによるスマートフォン通知を受信した場合
 - (2) 専用アプリ格納スマホで当行所定の時間内に認証操作を行わなかった場合
 - (3) 専用アプリ格納スマホの故障や通信障害等により当行がスマートフォン通知を受信できなかった場合
 - (4) 当行が保有する「トークン ID」と異なる「トークン ID」の専用アプリからスマートフォン通知を受けた場合

第6条 スマートフォン認証の一時停止・再開

1. 当行およびお客様の一方の都合で、通知により、スマートフォン認証の利用を一時停止することができます。
2. 当行の都合によりスマートフォン認証の利用を一時停止または再開する場合は、当行所定の方法により一時停止または再開を通知します。
3. お客様がスマートフォン認証の一時的な利用停止を希望する場合は、「<ナント> Web-ビジネスバンキングパスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該スマートフォン認証利用者の一時停止の措置を講じます。
4. 専用アプリ格納スマホの故障に伴う修理等を行う場合は、スマートフォン認証の利用を一時的に停止する必要があります。この場合も前項に従い当行に届け出てください。
5. お客様がスマートフォン認証の利用再開を希望する場合には、「パスワードに関する諸届」に従い、利用再開するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行へ届け出てください。この届出に対し、当行は当該スマートフォン認証利用者のスマートフォン認証利用再開の措置を講じます。

第7条 スマートフォン認証の利用解除

1. 当行およびお客様の一方の都合で、通知により、スマートフォン認証の利用を解除することができます。
2. 当行の都合によりスマートフォン認証の利用を解除する場合は、当行ホームページへの記載等、当行所定の方法により解除を通知します。
3. お客様からスマートフォン認証の利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。
4. 専用アプリ格納スマホの機種を変更する場合には、スマートフォン認証の利用解除が必要になります。この場合、前項に従い「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。なお、再度スマートフォン認証を利用する場合は、スマートフォン認証利用解除日の翌日以降に第4条第1項にしたがってスマートフォン認証の利用開始の登録を行ってください。
5. 本サービスの契約が解約された場合は、自動的にスマートフォン認証の利用も解除されます。

第8条 免責事項

1. 専用アプリ格納スマホおよび専用アプリは、スマートフォン認証利用者ご自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。専用アプリ格納スマホおよび専用アプリの管理に関してお客様の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 専用アプリの不具合または専用アプリ格納スマホの故障等の事由でスマートフォン認証が利用できなかったことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 専用アプリ格納スマホまたは専用アプリを紛失したとき、専用アプリ格納スマホまたは専用アプリが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたとき、若しくは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに電話等で当行に届け出てください。この届出に対し、本サービスおよびスマートフォン認証の利用停止の設定をします。この利用停止の設定以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 次の各号の事由によりスマートフォン認証の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当行またはセンターシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。

第9条 規定の変更

1. 当行が本規定の内容を変更する場合には、変更内容を当行ホームページへの記載等、当行の定める方法によりお客様に告知することにより変更でき、告知により変更の効力が生じるものとします。
2. 変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上